

助産に係る料金の誤徴収について

このたび、当院において、平成3年（1991年）の消費税法改正により「非課税扱い」とされている助産に係る料金を、誤って「課税扱い」として消費税相当額を徴収していたことが判明しました。

ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げますとともに、対象となる方々への返金手続きを進めてまいります。

1 返金対象者と返金額

医事会計システムのデータが残る次の期間において、誤徴収が判明した方に対し、遅延損害金を加算した額を返金いたします。なお、領収書等の証拠書類により誤徴収の事実を確認できた場合は、次の期間以前の分についても返金いたします。

期間：平成24年（2012年）4月1日から令和4年（2022年）9月30日まで

誤徴収の項目、件数、実人数、返金額

項目	件数	実人数	返金額
病衣使用料	12,152	4,017	304,180
妊娠反応検査料等	4,178	2,794	1,301,420
非紹介患者初診加算料	345	337	79,206
おむつ使用料	127	87	2,037
洗濯料	7	7	675
合計	16,809	5,407	1,687,518

2 返金の対応について

病院から対象者の皆様にお詫びと返金方法のお知らせを郵送します。返信用封筒でご返送いただいた必要書類を確認後、口座振込により、遅延損害金を加算した額を返金いたします。

なお、窓口にて現金でのお受取りにつきましては、会計システムの都合上、対応いたしかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

個別の返金額の詳細については、下記にお問い合わせください。

- ・山形県立中央病院 医事相談課 電話番号：023-685-2626

お問合せ時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までとさせていただきます。

上記以外の制度全般については、県立病院課にお問い合わせください。

県立病院課 経営施設係 電話番号：023-630-2326

3 再発防止策について

県立病院課において、法令改正の都度、各料金の消費税課税・非課税リストを作成し、全県立病院で共有するとともに、システム改修等の対応状況についても確認します。

この作業にあたっては、管理職を含む複数人により徴収根拠の確認を徹底し、再発防止に努めます。